

**新型コロナウイルス感染症対策本部（第7回）**  
**議事概要**

**1 日時**

令和2年2月12日（水）8時27分～8時40分

**2 場所**

官邸4階大会議室

**3 出席者**

内閣総理大臣 安倍 晋三

副総理，財務大臣，内閣府特命担当大臣 麻生 太郎

総務大臣，内閣府特命担当大臣 高市 早苗

法務大臣 森 まさこ

外務大臣 茂木 敏充

文部科学大臣 萩生田 光一

厚生労働大臣 加藤 勝信

農林水産大臣 江藤 拓

経済産業大臣，内閣府特命担当大臣 梶山 弘志

国土交通大臣 赤羽 一嘉

環境大臣，内閣府特命担当大臣 小泉 進次郎

防衛大臣 河野 太郎

内閣官房長官 菅 義偉

復興大臣 田中 和徳

国家公安委員会委員長，内閣府特命担当大臣 武田 良太

内閣府特命担当大臣 衛藤 晟一

内閣府特命担当大臣 竹本 直一

内閣府特命担当大臣 西村 康稔

内閣府特命担当大臣 北村 誠吾

東京オリンピック・パラリンピック担当大臣、内閣府特命担当大臣 橋本 聖子

内閣官房副長官 西村 明宏

内閣官房副長官 岡田 直樹

内閣官房副長官 杉田 和博

内閣法制局長官 近藤 正春

内閣総理大臣補佐官 長谷川 榮一

内閣危機管理監 沖田 芳樹

国家安全保障局長 北村 滋

内閣官房副長官補 古谷 一之

内閣官房副長官補 前田 哲

内閣情報官 瀧澤 裕昭

## 4 議事概要

### 【厚生労働大臣】

世界では引き続き患者が増加しております。日本においては、一昨日、政府のチャーター便で帰国された方の中から新たに2名の陽性者が確認され、合計25名の患者と3名の無症状病原体保有者という状況になっています。また、クルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス」の乗員・乗客のうち、439名に新型コロナウイルス検査を行い、その中から135名の陽性者が確認されております。なお、今日この後に公表いたしますが、新たに53名の検査を行い、そのうち39名が陽性ということで、現時点で合計174名ということになります。

このクルーズ船で検疫を行っていた厚労省の職員1名について、昨日、新型コロナウイルスに感染していることが判明しました。日本で確認された患者は29ということになります。本人は船内で乗客等から質問票の回収などを行っていた職員です。今後、感染の原因やこの方の行動等についてしっかり調査するとともに、検疫を実施する他の職員にこれ以上広がらないように感染防止の徹底を図ってまいります。

また、クルーズ船での生活に必要な医薬品や物資等について、防衛省をはじめ様々な関係省庁や自治体のご協力もいただきまして、感謝申し上げます。特に、医療品については、急を要するとの申し出のあるものから対応させていただき、現時点では事前に要望を把握できた方、約1,850名に薬をお届けいたしました。なお、引き続き今後とも必要に応じ緊急薬や追加依頼にも随時対応しております。

また、先日朝より、船内に医薬品の対応の専用ダイヤルを設け、乗客の方からの薬の相談に対応を行っています。引き続き、関係省庁等の御協力もいただきながら、必要な支援を乗客の方々あるいは乗務員の方々に速やかに届けられるよう、乗員乗客の安全を最優先に取り組んでいきます。

今後のウイルス検査の実施体制に関してですが、現在、例えば、武漢からのチャーター便による帰国者に対して、国立感染症研究所において、1日当たり約200件の色々な検査を行っており、各地の検疫所を合わせると、1日当たり約300件の検査ができる体制になっております。さらに、先般の総理の御指示も踏まえ、国立感染症研究所に厚生労働省職員を派遣し、勤務時間外も検査機器を運用することで、処理量を倍増するほか、国立感染症研究所から民間検査会社や大学に試薬を提供するとともに、精度管理のための検証作業を支援することで、新型コロナウイルスのPCR検査がさらに拡大して行える環境整備を行っています。この結果、クルーズ船の乗客に対する最終的なPCR検査等については、2月18日以降に1日1,000件を超える検査能力を確保することにしています。

また、政府のチャーター便の第1便で帰国された方々については、宿泊施設に滞在していただいておりますが、WHOの見解による最大潜伏期間12.5日が経過することから、昨日、検体を採取し、本日ウイルス検査を実施し、検査の結果、陰性であることが確認されれば、明日にでもご自宅に帰宅していただくこととしております。第2便以降で帰国された方々についても、順次、こうした段取りでご帰宅いただくこととなります。

## 【国家安全保障局長】

我が国における新型コロナウイルス感染症の蔓延を防ぐため、入国管理に関する閣議了解を見直し、新型コロナウイルス感染症が蔓延している中国の地域から来訪する外国人や、感染症が発生しているおそれのある旅客船に乗船する外国人については、当該地域や旅客船を本対策本部において報告の上、公表することにより、今後、その都度閣議了解の手続を踏まずとも、迅速に上陸拒否の措置が講じることができるようにしたいと考えております。

資料2本文1にありますとおり、中国の省等において、「新型コロナウイルス感染症の感染者が多数に上っている状況等があり」、「緊急性が高い場合」は、その省等に滞在・居住する外国人の本邦への上陸を拒否できるようにいたします。今回は、これまでの湖北省に加えて、感染者数が1,000人を超えている浙江省に滞在歴がある外国人や同省の旅券を所持する外国人について、特段の事情がない限り、上陸拒否の措置を講じることとします。浙江省を上陸拒否対象地域に加えた背景には、同省において感染者数が増加しているという事情のほかに、同省の主要都市である温州市において移動制限措置が講じられていることや、現地の医療体制の状況も勘案して、総合的に判断しております。今後も、同様の上陸拒否措置が必要であれば、本対策本部において、対象とすべき地域を報告し、公表することといたしたいと考えます。

また、本邦を訪れる旅客船に乗船する外国人については、お手元の閣議了解案本文2にありますとおり、「本邦の港に入港する目的をもって航行している旅客船であって、同船舶内において新型コロナウイルス感染症の発生のおそれがあるものに乗船する外国人」を上陸拒否の対象といたします。当面、「感染症の発生のおそれがあるもの」と考えられる旅客船の本邦の港への入港は予定されていないと承知しておりますが、将来的な入港の可能性も踏まえ、機動的な対応を行うために、閣議了解の見直しを行いたいと存じます。

当該入国管理方針については、本会合終了後、可及的速やかに、持ち回りにて国家安全保障会議緊急事態大臣会合を開催の上、同じく持ち回りにて閣議了解をいただき、明日13日0時からの運用を開始したいと考えております。

## 【法務大臣】

中華人民共和国で感染が拡大している新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、水際対策の徹底が重要です。1月31日閣議了解に基づき、2月1日からは、本邦への上陸の申請日前14日以内に中華人民共和国湖北省における滞在歴がある外国人等について、特段の事情がない限り、上陸拒否の対象としており、2月1日から10日までの間に、上陸を認めなかった外国人は49名に上っています。また、香港発船舶「ウエステルダム」に乗船している外国人についても、2月6日の閣議了解に基づき、上陸拒否の対象としましたが、同船舶は日本への入港を取りやめました。

中国での感染拡大が続いている中で、今程の北村国家安全保障局長からの発言のとおり、出入国管理及び難民認定法第5条第1項第14号の適用についての閣議了解を見直して、今後、より包括的かつ機動的な水際対策を講じることとし、今回は、これ

までの湖北省に加えて、浙江省に近時滞在歴のある外国人等を上陸拒否することといたします。

法務省としては、新たな閣議了解等を踏まえ、引き続き、適正かつ厳格な上陸審査を行い、新型コロナウイルスの感染拡大の防止のための水際対策について、万全を期してまいります。

### 【内閣総理大臣】

これまで、我が国における新型コロナウイルス感染症の蔓延（まん）延を防ぐため、入管法の規定に基づき、多数の感染者が発生した湖北省に滞在歴等がある外国人に対する措置や、旅客船に対する措置など、水際対策を強化してまいりました。

事態は時々刻々と変化しており、中国における感染者数の拡大や、感染症が発生しているおそれのある旅客船が今後も我が国に来航する可能性を踏まえれば、我が国への感染症の流入を食い止めるため、より包括的かつ機動的な水際対策を講じることが不可欠です。

そこで、先日の閣議了解を見直し、新型コロナウイルス感染症が蔓延している中国の地域から来訪する外国人や、感染症が発生しているおそれのある旅客船に乗船する外国人については、当該地域や旅客船を本対策本部において報告の上、公表することにより、今後、閣議了解を経ずに、入国拒否の措置を講じることといたします。

その上で、今回は、湖北省に加えて、感染者数等を総合的に判断して、浙江（せつこう）省を対象地域に追加し、同省に滞在歴がある外国人や同省の旅券を保持する外国人について、特段の事情がない限り、入国拒否の措置を講じることとします。今後手続きを進め、明日2月13日午前0時から効力を発生させるものとします。

クルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス」については、船内におられる乗員・乗客の皆様のご健康確保に最大限配慮しつつ、新型コロナウイルスのPCR検査を進めています。

PCR検査については、2月5日の対策本部での私からの指示に基づき、感染症研究所や地方衛生研究所といった公的の検査機関のみならず、民間の検査機関でも検査できるよう、その体制整備に努めてきました。

その結果、現状では1日最大300件程度の検査能力であるところ、クルーズ船の乗客について、最大潜伏期間が経過する2月18日までには、1日1,000件を超える検査能力を確保できる予定です。

国内サーベイランスについては、これまで、湖北省への渡航歴があるなどの要件に該当する方のみ限定した運用が現場で行われてきましたが、今般、こうした要件に限定されることなく、各自治体の判断で一定の症状がある方に対して検査が可能であることを明確化しました。関係者に周知の上、国内サーベイランスの更なる徹底を図ってください。

また、チャーター機により湖北省から帰国され、国が用意した施設に滞在している全ての方々については、潜伏期間を経過した際に改めてPCR検査を実施し、第1便で帰国された方々から順次、検査の結果が陰性であれば、御自宅にお戻りいただきます。

各位におかれては、引き続き、国民の命と健康を守るとともに、その安心を確保す

るため、正確かつ分かりやすい情報発信に努め、先手先手で対策を総動員し、対応に万全を期してください。

以 上